

平成30年度
クリエイティブプロジェクト募集要領

平成30年4月

仙台市経済局地域産業支援課

1 趣旨

仙台市は、クリエイティブ産業の集積・活性化に取り組んでいます。

本事業では、仙台市による助成等の支援を行うことにより、創造性豊かなプロジェクトの育成や、クリエイティブ産業と他分野との連携による新たな社会的需要に対応した事業の創出を促進します。

◎クリエイティブ産業とは

建築設計、デザイン、音楽、コンピュータ・ソフトウェア、映画、映像、写真、編集、出版など、文化・芸術活動などの創造性により新たな価値を生み出す産業

◎本事業で支援するクリエイティブプロジェクトのイメージ

- ・クリエイティブ産業と他分野との連携により新たな価値の創造やニーズの発掘に取り組むもの
- ・デザインなどのクリエイティブ産業の創造性を活用して、地域の課題解決に取り組むもの
- ・クリエイティブ産業分野の人材育成に資するもの（イベント*含む）
※スタートアップに位置付けられ、次年度以降の継続性が認められるものが対象となります。
- ・その他、クリエイティブ産業の創造性を活かした事業を試験的に立ち上げるもの又は事業のアイデアをブラッシュアップし、その実現を目指すもの など

2 概要及び支援内容

本事業は、仙台市域へのクリエイティブ産業の集積・活性化に資するプロジェクトに対して助成等の支援を行うものです。

支援内容及び区分は、以下のとおりです。

(1) スタートアッププロジェクト

①要件

次の各号に該当するプロジェクトで、アイデアの熟度が実現化レベルにあり、年度内に事業の立ち上げを行うことができるもの

ア 仙台の資源を活用し、クリエイティブ産業の集積促進、他産業との連携等において効果が認められるもの

イ 新規性・独創性があり、次年度以降の事業の継続性が認められるもの

②支援内容

ア 仙台市からの助成金の交付

助成金額 : 【特別枠】100万円を上限 【一般枠】50万円を上限

※【特別枠】は、上記要件に掲げる効果が大きく期待でき、アイデアの熟度が高いものを対象とします。

助成率 : 助成対象経費の10/10以内

助成対象経費: 宣伝、広告、プロモーションに要する経費、展示物の制作・試作等に要する経費、設計書、報告書、計画書等の作成に要する経費及びその他市長が認めた経費

※ただし、上記に該当する経費でも直接人件費及びこれに類するものは助成対象外となります。

イ 仙台市産業振興事業団のクリエイティブプロデューサー等による相談・アドバイス等の支援

ウ 仙台市による広報等の支援

(2) リサーチプロジェクト

①要件

次の各号に該当するプロジェクトで、年度内には事業化まで至らないが、事業の実現可能性を調査検討するもの

- ア 仙台の資源を活用し、クリエイティブ産業の集積促進、他産業との連携等において効果が認められるもの
- イ 新規性・独創性があり、次年度以降の事業の継続性が認められるもの

②支援内容

- ア 仙台市からの助成金の交付

助成金額 : 10 万円を上限

助成率 : 助成対象経費の 10/10 以内

助成対象経費：調査研究及び勉強会費用に要する経費（講師謝礼に要する経費、会場使用料、印刷製本費、図書購入費、通信費、旅費）、その他市長が必要と認められた経費

※ただし、上記に該当する経費でも直接人件費及びこれに類するものは助成対象外となります。

- イ 仙台市産業振興事業団のクリエイティブプロデューサー等による相談・アドバイス等の支援
- ウ 仙台市による広報等の支援

3 本事業の予算規模

2,500 千円

4 応募及び助成の要件

本事業へ応募できるのは、仙台市内に本店、支店又は事業所を有する法人又は法人以外の団体、若しくは仙台市内に住所を有する個人となります。また、仙台市からの助成に申請する場合には、次の要件も満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (2) 申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと。申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 受付期限内に、仙台市が契約に関する要綱として定める、有資格者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項又は第 3 条の規定により指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと。

5 応募申込書等の提出

(1) 事前相談

応募にあたっては、プロジェクトの内容等について、必ず平成30年5月24日(木)までに事前相談を行ってください。事前相談のない応募については、受付いたしません。

事前相談の申込み及び日程調整は仙台市経済局地域産業支援課企業支援係（メール：kei008040@city.sendai.jp 電話：022-214-1003）までお願いします。

(2) 提出書類

① スタートアッププロジェクト

以下の書類を提出してください。（原本1部と電子データ）

- ・スタートアッププロジェクト助成金交付申請書（様式第1）
- ・承諾書※（規約等の定めのない任意団体の代表者が応募する場合）（様式第7号）
- ・プロジェクト説明資料（A4サイズ20枚以内）
- ・プロジェクト実施スケジュール（任意様式）

② リサーチプロジェクト

以下の書類を提出してください。（原本1部と電子データ）

- ・リサーチプロジェクト助成金交付申請書（様式第4号）
- ・承諾書※（規約等の定めのない任意団体の代表者が応募する場合）（様式第7号）
- ・プロジェクト説明資料（A4サイズ10枚以内）
- ・プロジェクト実施スケジュール（任意様式）

※スタートアッププロジェクト及びリサーチプロジェクトについて、規約等の定めのない任意団体による応募の場合は、申請者（代表者）の方には、プロジェクト参加者全員の記名押印のある承諾書（助成様式第7号）を提出していただきます。

(3) 書類作成上の注意点

- ・提出書類はA4版横書きで記載してください。
- ・応募に係る費用は応募者の負担とさせていただきます。
- ・提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(4) 提出方法

郵送または持参にて提出してください

(5) 提出期限

平成30年5月31日(木) 午後5時(必着)

(6) 提出先・問い合わせ先

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号 仙台パークビル9階
(仙台市役所表小路仮庁舎)

仙台市経済局地域産業支援課企業支援係

メール：kei008040@city.sendai.jp 電話：022-214-1003

6 プロジェクトの審査について

(1) 審査の方法

- ・提出書類に基づき審査会で助成額等を決定します。
- ・審査会は平成30年6月6日(水)を予定しています。
- ・審査会では応募者から15分間のプレゼンテーションを行っていただきます。集合時刻は追って連絡します。
- ・応募多数の場合は、書類選考を行います。

(2) 審査項目及び審査基準

以下の項目について評価し、総合的に審査します。

①認定にあたっての審査項目

- ア プロジェクト実施者としての適格性
 - ・実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか
 - ・応募者はプロジェクトを遂行するための能力・実績・ネットワークを有しているか
- イ プロジェクト実施による効果
 - ・プロジェクトの遂行によりクリエイティブ産業の集積・活性化が期待できるか
 - ・地域のロールモデルになり得るか
- ウ 現状把握、課題設定及びプロジェクトの必要性
 - ・現状把握、課題設定が適切であり、その解決策として有効か
- エ プロジェクトの優位性
 - ・新規性、創造性があるか
- オ 将来的なプロジェクトの自立、発展性
 - ・将来に向け継続的に展開するビジョンを有しているか

②助成額等の決定にあたっての審査項目

- ア 助成の必要性及び妥当性
 - ・助成を必要とするプロジェクトか、助成するプロジェクトとしてふさわしい内容か
- イ 対象経費への適合性
 - ・助成金の使途は補助対象経費として適当か

7 審査結果の通知

- ・審査結果を全応募者に対して郵送で通知します。(様式第8号及び第9号)
- ・助成プロジェクトとして決定するにあたり、条件を付することがあります。また、条件を満たさない又は満たすことができないことが明らかになった場合は、決定を取り消すことがあります。(交付決定の取り消しにより、既に助成金が交付されている場合には返還をしていただくことがあります)。
- ・審査により、申請額を下回る金額で助成額を決定することがあります。
- ・スタートアッププロジェクトへ応募があったプロジェクトについて、審査の結果リサーチプロジェクトとして交付決定することがあります。

8 助成金の交付

- ・仙台市からの助成金の交付は原則としてプロジェクト終了後の実施報告に基づき、助成額

を確定してからの完了払いとなります。ただし、仙台市長が遂行上必要と認めるときは、交付決定額の2分の1を限度として概算払(前払い)により交付を受けることができます。

- ・助成金の交付を受けられるのは、プロジェクトの申請者に限ります。また、助成金の交付に際して、実施報告書とあわせて、領収書(原本)の提出が必要となります。なお、領収書は、プロジェクトの交付決定日以降に助成対象経費に対して支出したもので、宛先はプロジェクトの申請者名のものに限ります。

9 実施報告

(1) 実施報告

プロジェクトの終了後、速やかに実施報告を行っていただきます。

① スタートアッププロジェクト

- ・スタートアッププロジェクト実施報告書(様式第2号) 1部
- ・スタートアッププロジェクト助成金交付請求書(様式第3号) 1部

② リサーチプロジェクト

- ・リサーチプロジェクト実施報告書(様式第5号) 1部
- ・リサーチプロジェクト助成金交付請求書(様式第6号) 1部

(2) 精算

概算払い(前払い)により助成金の交付を受けている場合は、助成額の確定後速やかに精算手続きを行うものとします。

(3) 添付資料の提出

実施報告の添付書類として、プロジェクトの概要、活動内容、成果等が分かる資料(A4サイズ、2枚程度)を提出していただきます。

10 スケジュール

平成30年4月20日(金)	募集開始・事前相談の開始
平成30年5月24日(木)	事前相談の期限
平成30年5月31日(木) 17時	応募申込書等の提出期限
平成30年6月6日(水)	審査会の開催
平成30年6月中旬～下旬	補助金交付・不交付決定通知
平成31年3月25日(月)	実施報告書等提出の期限

11 権利関係

(1) 応募者の権利

応募者は、応募案件に係る著作権等、知的財産に関する権利を有します。また当該権利の保護のために必要な措置は応募者が行うこととします。

(2) 仙台市の権利

仙台市はプロジェクトに関する情報（申請にかかる説明資料記載内容を含む）を展示、出版又はWebサイトで公開する権利を有します。

(3) 応募者及び関係者の内部での約定

応募者は、プロジェクトを開始するまでに、プロジェクトの実施を通じ発生する権利の配分について、プロジェクトへの参加者等関係者による合意形成を行ってください。合意は必要に応じ書面にて行ってください。

12 その他

(1) 進捗報告

プロジェクトの交付決定を受けた方には、毎月、プロジェクトの進捗報告を行っていただきます。

(2) プロジェクトの明示

プロジェクトの活動において、広報物（印刷物、Webサイト等）を制作する場合やメディア等の取材を受ける場合には、「仙台クリエイティブプロジェクト」であることを必ず明示するようにしてください。

(3) 情報発信

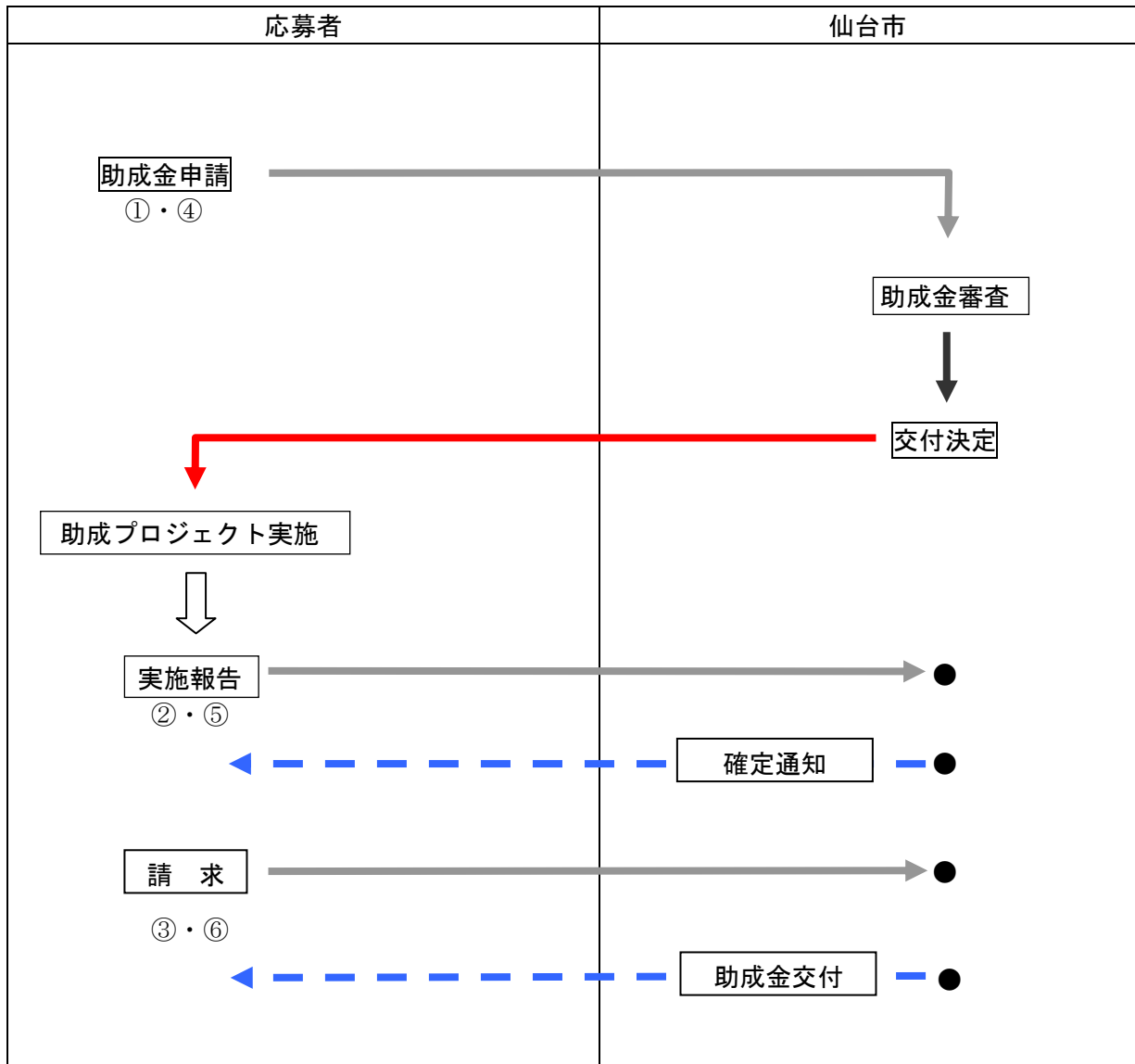
プロジェクトの活動については、Webサイト等を活用し、積極的に情報発信するようにしてください。また、メディア等の取材については、積極的に対応していただきますようお願いいたします。

(4) 助成金の交付

プロジェクトが終了した際には、速やかに実施報告書及び決算書を提出し、助成金の請求を行ってください。

フロー図（確定後払の場合）

（認定応募＋助成金申請） ※図中、①～⑥は、次頁「様式一覧」の番号に対応しています。



様式一覧

スタートアッププロジェクト関係

- ①スタートアッププロジェクト交付申請書（様式第1号）
- ②スタートアッププロジェクト実施報告書（様式第2号）
- ③スタートアッププロジェクト助成金交付請求書（様式第3号（1）（2））

リサーチプロジェクト関係

- ④リサーチプロジェクト助成金交付申請書（様式第4号）
- ⑤リサーチプロジェクト実施報告書（様式第5号）
- ⑥リサーチプロジェクト助成金交付請求書（様式第6号（1）（2））

その他

- ⑦承諾書（様式第7号）